試験地　名古屋
SM5061102 SM5061110 SM5061120 SM5061132 SM5061138 SM5061143 SM5061144 SM5061146 SM5061155 SM5061156 SM5061159 SM5061161 SM5061167 SM5061175 SM5061177 SM5061206 SM5061245 SM5061248

試験地　岐阜
SM5610504

試験地　四日市
SM5710601 SM5710613

試験地　富山
SM5320604 SM5320606 SM5320611 SM5320615 SM5320629 SM5320631

試験地　金沢
SM5420608 SM5420616

試験地　滋賀
SM6160515

試験地　京都
SM6180806 SM6180814 SM6180822

試験地　大阪
SM6030605 SM6030607 SM6030611 SM6030615 SM6030616 SM6030618 SM6030621 SM6030628 SM6030633 SM6030647 SM6041004 SM6041009 SM6041012 SM6041024 SM6041028 SM6041034 SM6041046 SM6062001 SM6062010 SM6062013
SM6062034 SM6062060 SM6062063 SM6071207 SM6071210 SM6071231 SM6071234 SM6071249 SM6110812 SM6110823 SM6110829 SM6110833 SM6110837

試験地　奈良
SM6210724

試験地　神戸
SM3411711 SM6231004 SM6231017 SM6231018 SM6231025 SM6231029 SM6231033 SM6231041 SM6231055 SM6261120 SM6261123 SM6261131

試験地　姫路
SM6611011 SM6611017

試験地　松江
SM7311106 SM7311107 SM7311117 SM7311121

試験地　岡山
SM7112411 SM7112430

試験地　広島
SM7012215 SM7012216 SM7012218 SM7012228 SM7012247

試験地　徳島
SM8110807

試験地　高松
SM8011111 SM8011118

試験地　松山
SM8211406

試験地　福岡
SM9015008 SM9015011 SM9015012 SM9015013 SM9015018 SM9015025

試験地　佐賀
SM9110901

試験地　熊本
SM9311302

試験地　宮崎
SM9511202

試験地　鹿児島
SM9611501

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０４号
北海道小樽市若竹町33番28号　松井アパート、前住所北海道小樽市桜５丁目１番28号
債務者　皆川祐喜子（旧姓矢倉）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第７５４号
宮城県名取市美田園６丁目16番地の８　はなみずきガーデン六番館、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東100番地13
債務者　砂田亜紀子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
秋田県大館市泉町７番20－５号白百合ホーム、前住所秋田県大館市御成町２丁目16番27号シティハイム藤原１－３、借入時の住所愛媛県西条市三津屋南10番28リバティミツヤ102号
債務者　中平　　綾
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第３２２号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡606番地
債務者　川又由美子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
茨城県鹿嶋市大字和526番地４（方喰荘Ａ３）
債務者　菅谷　光吉
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第７１号
茨城県神栖市知手中央６丁目３番５号　平塚荘２号
債務者　濱田　　弘
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第７５号
茨城県神栖市賀1926番地
債務者　山中　美恵
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部